

議案第78号

和解について

次のとおり損害賠償請求事件に関し和解することについて議決を求める。

1 相手方

(1) 東京都港区虎ノ門一丁目7番12号

沖電気工業株式会社

代表取締役 鎌上 信也

(2) 神奈川県横浜市中区尾上町六丁目86番地1

三峰無線株式会社

代表取締役 中島 芳明

2 事件名

損害賠償請求事件

3 事件の内容

消防救急デジタル無線設備整備工事に係る一般競争入札において、談合行為が行われたことにより市に損害が生じたため、相手方に対し損害賠償請求を行ったが、相手方がこれに応じなかったことから、訴えを提起したものである。

4 和解の要旨

(1) 相手方は、市に対し、和解金として連帯して15,000,000円を支払う。

(2) 相手方は、市に対し、連帯して和解金を、市の指定する口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は相手方の負担とする。

(3) 市は、その余の請求をいずれも放棄する。

(4) 市と相手方は、市と相手方との間に、本件に関し、この和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(5) 訴訟費用は、各自の負担とする。

令和4年11月30日提出

蓮田市長 山口京子

提案理由

損害賠償請求事件に関して和解したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、提案するものであります。